

令和2年

第12回教育委員会会議

議案（第25号）

秋田県教育委員会

秋田県産業教育審議会委員の任命について（案）

秋田県産業教育審議会条例（昭和 60 年秋田県条例第 52 号）第 2 条の規定に基づき、秋田県産業教育審議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏名	分野	任期
1	安藤 鷹 乙	行政	令和 2 年 8 月 6 日～令和 3 年 8 月 5 日
2	工藤 千 里	行政	令和 2 年 8 月 6 日～令和 3 年 8 月 5 日
3	齋藤 透	教育	令和 2 年 8 月 6 日～令和 3 年 8 月 5 日
4	菅原 和 久	教育	令和 2 年 8 月 6 日～令和 3 年 8 月 5 日

令和 2 年 7 月 9 日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県産業教育審議会の委員に異動又は任期満了のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号参考資料

秋田県産業教育審議会委員名簿（案）

（任期：令和元年8月6日～令和3年8月5日）

（令和2年7月9日現在）

※個人情報保護のため非公開

秋田県産業教育審議会委員候補者略歴

(任期：令和元年8月6日～令和3年8月5日)

令和2年6月12日現在

※個人情報保護のため非公開

令和2年

第12回教育委員会会議

議案（第26号）

秋田県教育委員会

議案第二十六号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案
 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第二条関係）
 (一) 全日制の課程

略	名	略	本	能	湯	秋田北	十和田
	称	略	庄	代	沢	北	田
	専攻科・	略	普通科	略	普通科	略	普通科
	年修業	略	普通科	略	普通科	普通科	普通科
	生徒定員	略	六九〇	略	四六〇	略	二四〇
所在地	略	略	略	略	略	略	略

改正前

別表（第二条関係）
 (一) 全日制の課程

略	名	略	本	能	湯	秋田北	十和田
	称	略	庄	代	沢	北	田
	専攻科・	略	普通科	略	普通科	略	普通科
	年修業	略	普通科	略	普通科	普通科	普通科
	生徒定員	略	七二〇	略	四八〇	略	二六五
所在地	略	略	略	略	略	略	略

"大館国際情	略	"男鹿海洋"		略	略	"羽後"	略	"雄物川"	"矢島"	略	略
	普通科	略	普通科		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科		
	"	"	"		"	"	"	"	"		
	二四〇	略	一一〇		二二〇	二四〇	一九〇	略	略		
		略			略	略	略	略	略		

"大館国際情	略	"男鹿海洋"		略	"二ツ井"	略	"羽後"	略	"雄物川"	"矢島"	略	"能代西"	略	"能代工業"	
	普通科	略	普通科		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	科生活福祉	科生物資源	総合学科	建設科	電気科
	"	"	"		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	二六五	略	一一五		七〇	二三〇	二六五	二〇〇	七〇	七〇	八〇	七〇	七〇	一〇五	一〇五
		略			能代市二ツ井町字五千苅二十番地の一	略	略	略	略	能代市真壁地字上野百九十番地	能代市真壁地字上野百九十番地	能代市真壁地字上野百九十番地	能代市盤若町三番一号	能代市盤若町三番一号	能代市盤若町三番一号

角館	本荘	秋田県立横手高等学校	名称
普通科	普通科	普通科	学科
〃	〃	三年以上	修業年限
二七〇	一三〇	二七〇	生徒定員
略	略	略	所在地

(二) 定時制の課程

〃能代科学技術					〃大館桂桜			略	報学院
科生活福祉	科生物資源	建設科	電気科	機械科	略	科生活科学	普通科		略
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	略	一一〇	一二〇	略	略
能代市盤若町三番一号					略			略	略

能代工業	角館	本荘	秋田県立横手高等学校	名称
普通科	普通科	普通科	普通科	学科
〃	〃	〃	三年以上	修業年限
七〇	二七五	一三五	二七五	生徒定員
能代市盤若町三番一号	略	略	略	所在地

(二) 定時制の課程

〃大館桂桜			略	報学院
略	科生活科学	普通科		略
〃	〃	〃	〃	〃
略	一一五	一三〇	略	略
略			略	略

略	〃 能代 〃	〃 大館鳳鳴 〃	〃 秋田明德館 〃
	普通科	普通科	普通科
	〃	〃	〃
	一四〇	二七〇	五五〇
	略	略	略
略	〃 二ツ井 〃	〃 大館鳳鳴 〃	〃 秋田明德館 〃
	普通科	普通科	普通科
	〃	〃	〃
	七〇	二七五	五五五
	略	略	略

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年七月九日提出

理 由
秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

め、中学校卒業者数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第七次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するた
秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

中学校卒業生数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第七次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 県立学校の全日制及び定時制の課程の生徒定員を改めることとする。（別表(一)及び別表(二)関係）
- (2) 秋田県立能代工業高等学校全日制の課程、秋田県立能代西高等学校全日制の課程、秋田県立二ツ井高等学校全日制の課程の規定を削るとともに、新たに設置する秋田県立能代科学技術高等学校の規定を加えることとする。（別表(一)関係）
- (3) 秋田県立能代工業高等学校定時制の課程の規定を削るとともに、秋田県立二ツ井高等学校定時制の課程を秋田県立能代高等学校定時制の課程に改めることとする。（別表(二)関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとする。

議案第27号

第23期秋田県障害児就学審議会委員の任命について

秋田県障害児就学審議会条例（昭和50年県条例第40号）第2条の規定に基づき、秋田県障害児就学審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	東海林 敏	教育関係者	令和2年8月5日～令和3年8月4日
2	佐藤 俊之	教育関係者	令和2年8月5日～令和3年8月4日
3	鷲谷 弘子	関係行政機関職員	令和2年8月5日～令和3年8月4日
4	村越 勇	関係行政機関職員	令和2年8月5日～令和3年8月4日
5	船木 玲子	関係行政機関職員	令和2年8月5日～令和3年8月4日

令和2年7月9日 提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

第23期秋田県障害児就学審議会委員は18名で構成されているが、このたび5名の委員について令和2年度定期人事異動等により変更があったため、その後任の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号 参考資料

第23期秋田県障害児就学審議会委員名簿
(任期：令和元年8月5日から令和3年8月4日まで)

※個人情報保護のため非公開

第23期秋田県障害児就学審議会委員候補者略歴

※個人情報保護のため非公開

※個人情報保護のため非公開